

資料9 環境目標

環境基本法第16条及びダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「環境基準」が定められています。さらに、本市ではより良い環境を目指すために「環境目標」を定めています。

本市の状況については「すいたの環境（環境白書）」に掲載しています。

I 本市が独自に設定している項目及び目標値

1 大気

大気汚染・悪臭

二酸化窒素（NO₂）の目標値をより厳しい値に設定しています。

光化学オキシダントの目標値を非メタン炭化水素の指針値と併せて評価するようにしています。

悪臭の目標を新たに設定しています。

項目	目標値
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。

（注）二酸化窒素の基準値については、上記の基準値を達成できた時点において、1時間値の1日平均値0.02ppm以下に向かって努力することとする。

2 水

（1）対象水域とその水域類型の指定

本市内の河川は国・府が定める「環境基準」では水域類型が指定されておらず、生活環境項目を評価することができませんが、独自に水域類型を指定して評価できるようにしています。

(別表) 対象水域とその水域類型

水域名	範囲	該当類型	
		BOD等 5項目類型	水生生物 項目類型
山田川	全域	D	-
味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	-
糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	-
高川	全域	D	-
正雀川	全域	E	-

(2) ため池

ため池の水質に係る目標について、項目・目標値を独自に定めています。

項目	目標値
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下
化学的酸素要求量 (COD)	8mg/L 以下
浮遊物質 (SS)	50mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上
全窒素 (T-N)	1mg/L 以下
全りん (T-P)	0.1mg/L 以下

(3) 特殊項目 (対象水域/安威川下流・神崎川)

河川の水質特殊項目に係る目標について、項目・目標値を定めています。

項目	目標値
フェノール類	0.01 mg/L 以下
銅	0.05 mg/L 以下
亜鉛	0.1 mg/L 以下
溶解性鉄	1.0 mg/L 以下
溶解性マンガン	1.0 mg/L 以下
全クロム	1.0 mg/L 以下
アンモニア性窒素	1.0 mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質	0.01 mg/L 以下

3 地盤

(1) 地盤沈下 (対象地域/市内全域)

目標
地盤沈下を進行させないこと。

4 騒音・振動

(1) 環境騒音 (道路に面しない地域)

環境騒音(道路に面しない地域)の環境目標の評価時間帯をより厳しくなるように変更しています。

地域の 類型	目標値		対象地域
	昼間 午前7時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日午前7時まで	
A	55dB以下	45dB以下	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55dB以下	45dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60dB以下	50dB以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(2) 建設作業騒音・振動・低周波空気振動

目標	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

Ⅱ 環境基準値と同値の環境目標

1 大気

大気汚染・悪臭

(対象地域/車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域)

項目	目標値
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

(注) ダイオキシン類に係る基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水

(1) 健康項目 (対象水域/全公共用水域)

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

(注) 1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2 「検出されないこと」とは定量限界未満であることをいう。

3 ダイオキシン類に係る基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(2) 生活環境項目 (対象水域/別表参照)

①BOD等5項目

項目 類型	利用目的の適応性	目標値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道2級水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道3級水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産3級工業用水 1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—

②水生生物の保全に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	目標値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アキバソ ゼソルホン酸及 びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

(別表) 対象水域とその水域類型

水域名	範囲	該当類型	
		BOD等 5項目累計	水生生物の 保全に関する 項目累計
安威川	吹田市域	B	生物 B
神崎川	吹田市域	B	生物 B

備考 目標値は、年間平均値とする。

(注) 現状において既に基準値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。

(注) 1 基準値は日間平均値とする(ため池もこれに準ずる)。

2 農業用利水点については水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(ため池もこれに準ずる)。

3 浮遊物質量については類型ごとに定める水質基準値のほか、景観保全等の観点から「ごみ等の浮遊が認められないこと」とする(ため池もこれに準ずる)。

4 利用目的の適応性の欄における用語の意義は次のとおりである。

(1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。

(2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。

(3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用。

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用。

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。

(4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの。

(5) 環境保全：市民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度。

3 地盤

(1) 地下水

項目	目標値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは定量限界未満であることをいう。

3 ダイオキシン類に係る基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(3) 土壌汚染（対象地域／市内全域）

項目	目標値
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
ひ素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下であること。

(注) 1 検液とは土壌（重量）の 10 倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。

2 汚染がもたら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他、上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌を除く。

3 ダイオキシン類に係る基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

4 ダイオキシン類にあつては、基準値が達成されている場合であつて、250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

4 騒音・振動

(1) 環境騒音 (道路に面しない地域)

地域の 類型	目標値		対象地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで	
A	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55dB 以下	45dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60dB 以下	50dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(道路に面する地域)

地域の区分	目標値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日午前6時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の特例として上表にかかわらず当面下表のとおりとする。

目標値	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
70dB 以下	65dB 以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。	

上表の基準値を達成した幹線交通を担う道路に近接する空間については、順次道路に面する各々の地域の区分の基準値を達成するように努める。

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道（市道にあつては、4 車線以上の区間に限る。）
- (2) (1)に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 9 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規制（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

時間の区分については、当面環境基準に定める時間の区分のとおりとする。

この時間の区分で基準値を達成した地域は、本市の地域特性や生活弱者への配慮から、より一層の静穏な時間を確保するため、昼間にあつては午前 7 時から午後 9 時までの間とし、夜間にあつては午後 9 時から翌日の午前 7 時までの間とした時間の区分での基準値を達成するように努める。

(注) 1 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (LAeq) によるものとする。

2 この基準値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(2) 航空機騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	57dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
II	62dB 以下	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 評価は、時間帯補正等価騒音レベル (Lden) による。

(3) 新幹線鉄道騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	70dB 以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75dB 以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 「地域類型のあてはめをする地域」とは新幹線鉄道の軌道中心線から 300m 以内の地域をいう。

(4) 鉄軌道騒音 (新幹線鉄道騒音を除く)

目標値	対象地域
80dB 以下	鉄軌道騒音の影響を受ける住居等の存する地域

(注) 1 この基準値は暫定基準値とする。

2 測定評価の方法は新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (昭和 50 年 7 月 29 日環境庁告示第 46 号) に定めるところによる。